電波法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令参照条文

目次

○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令(平成十三年政令第三百五十五号)(抄)… 12	○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律(平成十三年法律第百十一号)(抄) 11	○登録免許税法施行令(昭和四十二年政令第百四十六号)(抄)10	○登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)(抄) 9	○電波法関係手数料令(昭和三十三年政令第三百七号)(抄)	〇電波法施行令(平成十三年政令第二百四十五号)(抄) 7	○電波法の一部を改正する法律(令和元年法律第六号)(抄)	〇電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)(抄)	
--	--	---------------------------------	-----------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------	-------------------------	--

○電波法 (昭 和二十五 年法律第百三十一号)

(無線 局の 開

第四 _ 条 無線局を開設しようとする者は、 務 大臣 \mathcal{O} 免許を受けなけ ればならな \ \ \ \ ただし、 次の各号に掲げる無 線 局 に 0 1

ては、 この限りでない。

(略)

一 二十六・九メガヘルツから二十七・二メガヘルツまでの 示が付されていない 合を含む。 ある無線局のうち総務省令で定めるものであつて、 十五又は第三十八条の四十四第三項の規定により表示が付されている無線設備 第三十八条の三十 第三十八条の二十六 ものとみなされたものを除く。 一第四項及び第六項並びに第三十八条の三十八にお (第三十八条の三十一第六項に 第三十八条の七 以 下 「適合表示無線設備 周波数の電波を使用 第一 おいて準用する場合を含む。 項 (第三十八条の三十一第四項において準用する場 」という。 į いて準用する場合を含む。 (第三十八条の二十三第一 か つ、 空中線電 のみを使用するも)若しくは第三十八条の三 一力が〇 _ 項 五. (第三十八 対規定に ワット により表 以 下 で

三 • 四 (略)

欠格事由 (略)

2 • 3

第五条 次の各号の 1 ずれ かに該当する者には、 無線局 の免許を与えない。

〈 匹 (略)

2 前 項 の規定は、 次に掲げる無線局に ついては、 適用 L な

実験等無線局 (科学若しくは技術の発達のため \mathcal{O} 実験、 電波 0 利 用 効率性 に関する試験 又は電波 0 利用 0 需要に関する

調 査に専用する無線局をいう。 以下同じ。)

二 ~ 九 (略)

3 6 略

電 波 以利用料 の徴収等)

第百三条の二

2 (略

14 第 項、 第二項及び第五 項から第十二項までの規定は、 第二十七条第 項 の規定により免許を受け た無線 局 \mathcal{O} 免許

人又は

開設した者)には、当該無線局に関しては適用しない。 らに類するものとして政令で定める無線局の免許人等 前条第二項に規定する無線局 (以下この項において「国 の機関等が開設する無線局」という。)を除く。) (次の各号に掲げる者が専ら当該各号に定める事務の用に供することを目的として開設する無線局 (当該無線局が特定免許等不要局であるときは、 若しくは国の機関等が開設する無線局その他これ 当該特定免許等不要局を

15~45 (略)

○電波法の一部を改正する法律(令和元年法律第六号)(抄

第二条 電波法の一部を次のように改正する。

加 条第 項 第三号中 「次条」 を 「第四条の三」 に改め、 同 条第二 項及び第三項を削 る。

兀 一条の二 章に定め 中 る技術基 前 条第 準に相当する技術基準に適合している無線設備に係る特 項第三号」 を「第四条第三号」 に改め、 同条を第四 条の三とし、 例 第 兀 条 0 次に 次 \mathcal{O} 条を 加 え

第 兀 周 定する技術 総 線 波 ては、 の 二 数その 務 設 省令で定 備でない 本 基準 同 他 邦に入国 章 \mathcal{O} · 場合 -に適 \mathcal{O} める期 条 規 件 を勘 合 定 であつても、 止は、 する者が、 間 しているものに限る。 を経過 案して総務省令で定め 適用しな する日 自ら持ち込む無線設備 同 V) 号の ま 規定 で 0)を使用 間 0 るもの に限 適 用については、 ŋ に して無線局 限る。 適 (次章に 合表示 無線 を開設 当該者 定める技術基準に (前条第三号の総務省令で定め 設 備とみなす。 \mathcal{O} しようとするときは、 入国 \mathcal{O} 日から 相 この 当 同 する技術 日以後 場合にお 当)る無: 該 九 基 十日を超 準 1 無 とし 線 線 7 設 局 当 備 \mathcal{O} て えない は、 うち 総務 該 無線 大臣 適 範 設 合 用 表 囲 備 途 が 示 指

2 案し す に る ź も 事 専用する 無 次章に定める技術基 7 項を総務大臣 のに限 総 局 務省 無線局 (科学若 る。 令で定め · に 届 を しく をしたことがある者については、 · う。 準に るも は技 け 出ることができる。 以下 術 のであるも 相当する技術 \mathcal{O} 発達 同 ľ つのため) (前 \mathcal{O} 基準として総務 12 限 \mathcal{O} 実験、 ただし、 る。 条第三号の総務省令 を開 電 この この 波 大臣 設 \mathcal{O} 限りでない 項の L 利 が指 ようとす 用 規定に \mathcal{O} 効率 定 で定める無線 する技術基 ょ える者 性 る届 に は、 関 す 出 準に 局 る試 総 (第二号及 務 のうち、 適 省令で定め 験 合 又 は L び第三号に掲 用 7 電 途 1 波 る無 るところ 0 周 利 線 波 用 数 \mathcal{O} 設 そ げ に 需 備 る ょ 0 要 を 事 り 他 に 使 項 関 0 用 を同 次 す 件 る 7 掲 じく を勘 調 実 査

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

一 実験、試験又は調査の目的

二 無線設備の規格

兀 線 設 備 \mathcal{O} 設 置場 所 移 動 す んる無 線 局 に あ 0 7 は 移 動 範 开

五 運用開始の予定期日

六 その他総務省令で定める事項

3

無 線 前 設 項 \mathcal{O} 備 規 で な 定 に 1 ょ 場 る届 合で あ 出 が 0 ても、 あ つたときは 前 条第 当 号 該 \mathcal{O} 規 届 出 定 12 \mathcal{O} 適 係 る 用 同 に 項 0 1 \mathcal{O} 実 て 験 は 等 無 線 該 届 局 に 出 使 \mathcal{O} 用 日 さ カ れ ら る 同 同 日 以 項 後 0 無 百 線 八 + 設 日 備 は、 を 超 え 適 合 表 示

あ 示 井 無線 る ては、 で 同 条第二項及び第三項中 総 は 設 備 務省令で定め 第四 とみ 同 条第 な 条の二第二 ず。 項 中 る期 \mathcal{O} 「与える」 間 項 場 合に を経 「前項」とあるのは の規定による届出をした者」と、 おい 過 とあるのは する日 て、 又は 当 該 当該 無線 **与** 「第四条の二第三項において読み替えて適用する前 っえ、 設 実験等無線局 備 又はその 12 つい 「を除去する」とあるの 7 おそれ は、 を廃 次 止 が 章 L た 日 あ \mathcal{O} 規定 る」と、 0 は 11 適 ず 「その 用 れ は せ カコ ず、 早 $\overline{\mathcal{O}}$ 設 1 除 日ま 備 第 去又は \mathcal{O} 八 十二二 での 所 項」とする。 有 者 条 発 間 生 又 \mathcal{O} に は占 \mathcal{O} 規 限 ŋ 防 定 有 止 0 者 をする 適 適 合 用 لح に 表

- 4 遅 は 滞 あらかじめ、 第二 なく、 項 0) 規定による届出 同項第四 その旨を総務大臣に届け出なければならない 号から第六号までに掲げる事項の変更 をした者 上は、 総務省令で定めるところにより、 (総務省令で定める軽微な変更を除く。 同項第一号に掲げる事項に変 をしようとするとき 更が あ 0 たとき は
- 5 \mathcal{O} 備 場合に 第三 のとする。 つい 十八条の二十及び第三十八条の二十一第一項の て、 おい 第七十 て、 同 八条 条中 の規定 免許 は当該届 人等であつ 出をした者が当該 た」とあるの 規定は は、 湢 第二項 出に係る実 第四 条 \mathcal{O} の 二 規定に 入験等 第二 無線 ょ る届 項 \mathcal{O} 局 を廃 規 出 定に をした者及 止 よる届出 したときにつ び をし 当 該 た 1 届 て 出 と読 潍 に 用 係 ずる。 み替える る無 線 設
- 6 届 け出なけ 第二 項の 規定に れば ならな よる 届 出 をし た者 は 当 該 届 出 に 係 る実 験 等 無 線 局 を 廃 止 L た とき は、 遅 滞 な そ 0 旨 を 総 務 大 臣
- 要に関 第五条第二 する調査 項第一号中 一に専 用する無線局をいう。 「(科学若しくは技術の発達の 以下同じ。 ための実 を削る。 験 電 波 \mathcal{O} 利 用 の効率性に 関 す る 試 験 又 は 電 波 0 利 用 \mathcal{O}

7

項

及び

第二項の

規定による技術基準

の指定は、

告示をもつて行わなけれ

ば

ならな

V

需

第二十七条の十二第二項第六号中 「第百十六条第八号」を「第百十六条第 十号」 に 改 める。

第三十八条の二の二第一 項 第 一号中「第四条第 項第二号」 を 「第四条第二号」 に 改める。

条 \mathcal{O} + 第 項中 第百十六条第十八号」を 「第百十六条第二十号」 改め

界八十二条第一項中「第四条第一項第一号」を「第四条第一号」に改める

号中 第四 項 九 0 条 条第 用 \mathcal{O} 途 + に 項 改 周 第 め、 波 を 数 項 第 そ 第四 第七 の他 号中 <u>|</u>条 の条件を 条 第 改 兀 \emptyset 0 勘案した無線 条 Ś 下に 第 項 第一 (第四 局 号」 条 \mathcal{O} を 定 か 二 めに 第四 第 保るも 五 項 条 第一 E お \mathcal{O} に限る。 号」 い 7 準 に、 用 する場 及び 同 条 合を含 第 第 項 項 む。 に、 を を 第 第四 加 兀 え 条 条 \mathcal{O} 同 項第

兀

第百二条の十三第一項中「第四条第一項」を「第四条」に改める。

次項に な利用 第百三条の二 に資 お 0 動 くする技 て 当該 向その 同じ。 第十二項 無線 他の事情を勘案して当該技術を用いた無線設備の導入を促進する必要性 術 を用 局 とし 中 国 V 第四 て政令で定めるものである場合は、 た無線設 0 機関 条第 等 備 が 項 開 を 第三号」 使用してい 設する無線 を 「第四 ないと認 局又はこの項本文の政令で定める無線 条第三号」 められるもの この 限りでない。 に改め、 (その無線 同条第十四 設 備 |項に次の が 局 が 低 に限 使用する周 と認め る。 ただし書 5 が 波 れるも 数 を 電 \mathcal{O} 加 電 え 波 0 波 0 能 を除く。 . 関 率 的

第百三条の二第十五 項 中 「(前項」を 「(前項本文」に改め、 同項に次のただし書を加える。

ていないと認められるも ただし、 当該 無線 局 (第三号に掲げるものを除 のとして政令で定めるものである場合は、 ⟨°) が、 電波 この限りでな \mathcal{O} 能率的 な利用に 資する技 術 を用 1 た無 線 設 備 を 使 用

線局 0 百三条の 無線設備を使用 六の 見出し中 して開設する無線局を含む。)」 「の無線局」 を つの 無線局等」 を「次に掲げる無線局」に改め、 に改め、 同条第 項中「外国 \mathcal{O} 同項に次 無線 局 (当該 0 各号を加える。 許 可に . 係る 外 玉 0 無

国 0 無線 局 (当 該 許 可 に に係る外 国 \mathcal{O} 無線 局 \mathcal{O} 無線 設備を使用 L て開 設 する無線 局 を含み 次号に掲げ る 無 線 局 を 除

一 実験等無線局

第百三条の六 第四 項 中 開 設 ずる無線局」 の下に 「又は同 項第二号に掲げる無線局」 を加える。

第百十条第一号及び第二号中「第四条第一項」を「第四条」に改める。

に改 第十三号中 て準用 条」 同 第百十三条中第二十八号を第三十号とし、 第百十一条第二号中 項 号を第二 を「第四条の二第三項において読み替えて適用する場合及び第百一条」に改め、 する場合を含む。 を 同 号を同 八条 「第三十八条の二十一 第三十八条の二十 の二十第一項 十三号とし、 条第二十一 $\overline{\mathcal{O}}$)」を加え、 規定」 号とし、 第二十号を第二十二号とし、 第 第一 を「 \mathcal{O} 下に 項」 項 同 (第四 「違反した」を「違反して、 に改 条中第十八号を第二十号とし、 「第四 の下に \Diamond 第二十三号から第二十七号までを二号ずつ繰り下げ、 条の二第三項において読み替えて適用 条の 同 号を同条第十四号とし 二第五項 「第四条の二第五項、」を加 同条第十九号中 を、 電波 含 第十四号から第十七 の発射を防止するために必要な措置を講じ む 「第七十八 同条中第十 0 下に え、 する場合を含む。 条 同号を同条第十五号とし 同号を同条第二十四号とし、 号を第十三号とし 以 O下に 下この号に 号までを二号 , _ _ (第四 同 条第二十二号 おい 0 1条の二 ずつ 規 定 7 繰り 第 同 に改め 一第五 同 一号から第十 なか 条第 下 を加 項 中 同 十二号 条中 0 え、 同 お 第

号までを二号ずつ繰り下げ、第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

第四条の二第二項の規定による届出をする場合において虚偽の届出をして、

同項の無線設備を使用する同項の実験等

- 無線局を開設した者 第四条の二第四項 (同条第二項第四号から第六号までに掲げる事 項の変更の届出に係る部分に限る。 0) 規定に違反
- して、届出をせず、 又は虚偽の届出をして、 当該事項を変更した者

の前に次の二号を加える。 第百十六条中第二十六号を第二十八号とし、第二号から第二十五号までを二号ずつ繰り下げ、 第一号を第三号とし、 同号

- ず、又は虚偽の届出をした者 第四条の二第四項 (同条第二項第一号に掲げる事項の変更の届出に係る部分に限る。) の規定に違反して、 届出 [を せ
- 一 第四条の二第六項の規定に違反して、届出をしない者

一〜三 (略) 「一〜三 (略) 「一〜三 (略) 「一〜三 (略) 「電波利用料の納付を要しない無線局)」(電波利用料の納付を要しない無線局) 次に掲げるものとする。

- 7 -

〇電波法関係手数料令 (昭和三十三年政令第三百七号)

(定義等)

2 第 一条 (略)

3 (テレビジョン基幹放送局の 空中線電力五○○ワット未満の多重無線設備(法第四条第一項第二号の適合表示無線設備を除く。)又はテレビジョン テレビジョンを除く。)の送信機で五〇〇メガヘルツ以上の周波数の電波を使用

するものは、こ

- は、 の政令の適用に関しては、空中線電力五〇〇ワット 空中線電 力五〇ワット) の送信機とみなす。 (移動する無線局に係るもので空中線電力五○ワット未満 のも のにあつて
- 4 用に関しては、 波を使用するも 空中線電力一ワットを超え五ワット以下の無線電話の送信機で九〇三メガヘル 空中線電力一ワットの送信機とみなす。 O(法第四条第一項第二号の適合表示無線設備のみを使用する無線局に係るものに限る。 ツから九〇五メガヘルツ まで この政 0 周 波 令の 数 \mathcal{O} 適 電
- 5 しては、 て得たワット数のものとみなす。 振幅変調型式 当該操作につき、 \mathcal{O} 電 波を使用する無線電信で変調波について電 その規模が、 当該送信機の当該操作に係る空中線 建ル開 閉操作が 電 行 力に相当するワット われるも \mathcal{O} の送信機は、 数に四 この政 分の十二 令 \mathcal{O} 五を乗じ 適 用 に関

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表(第二条、〇登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)(抄) の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係) 第五条、 第九条、 第十条、第十三条、第十五条—第十七条、第十七条

登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項の課税標準の報率
一〜五十三の二 (略)
の登録若しくは周波数の使用に係る登録周波数終了対策機関の登録五十四(無線局の免許若しくは登録又は無線設備等に係る検査等事業者若しくは外国点検事業者の登録、特定無線設備に係る登録証明機関
(一) 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第四条第一項(無 無線局の 一局につき三万円(電波法第五条第四項の放送をする
線局の開設)の無線局の免許(再免許及び同法第五条第二項第一 数 無線局については、十五万円)
号(欠格事由)に規定する実験等無線局その他政令で定める無線
局の免許を除く。)
(二) ~ (六) (略) (略) (略)
五十五~百六十 (略)

○登録免許税法施行令 (昭和四十二年政令第百四十六号) (抄)

(無線 局の免許又は 登録で課税しないものの範囲)

第十二条 法別表第一 第五十四号 に規定する政令で定める無線局は、 次に掲げる無線局とする。

(略)

五. ょ に規定する基本送信機をいう。 外の無線局で、 り計算した空中線電力。 実験等無線局 その有する基本送信機 (電波法第五条第二 次項において同じ。 次項において同じ。)の規模 項第一号に規定する無線 (電波法関係手数料令 五百ワット 局を 以下のもの が空中線電力(レーダーについては、 (昭和三十三年政 いう。 次号に おい 令第三百七号) て同じ。 及び 第一条第一 財務省令で定める方法に 前各号に掲げる無線局 項第 뭉 (定義)

以

2 六 (略) (略)

特 三十 えて 用 几 お 法 第 結 お \mathcal{O} 適 とあ 規定 第 定 果 用 項 機 て準 7 几 れ 項 適 八 \mathcal{O} 器 る 条 第三 \mathcal{O} 準用する場 条 れる場合を除く。 用 る 外 これ 第三十八条 に の三十 甪 規 場合を除 八 さ 八 国 七 \mathcal{O} 係 条 する場合及 は 条 定 との 項 条 れ 前 る適 \mathcal{O} る場 に 0 \mathcal{O} 5 条 「第三十 第三十 ょ (T) 七 相 \mathcal{O} 合性 第六項 Ċ. 合 第三 合 規 規 り 0 互. 読 匹 第 定 定 承 六 とあ 評 と 八条 項 に係 八条 0 び 4 認 + 価 外 相 及 替 E 应 適 \mathcal{O} 手 るの る罰 び えて適用され 第三項、 用 相 玉 互. 0 お 実 の二十二第二 七 続 とするほ 第三十 三十 承 施 条 があ 互承 第 į١ 取 \mathcal{O} 訓を含れ て準 認実施法 匹 扱 は \mathcal{O} 12 結果の 認 る場 業 関 項 実施 第四 第七 者 並 用する場合及び 第三十八条の 八 八 する法律 湾合に か 第 む。 に 条 び 外 · 適 用 頃に 章、 項、 法第三十三条第二項の 第 に第三十 る場合」と、 \mathcal{O} 国との 必要な技術的 項 お 三十三条第二 され + お の適 第九十九 第三十八 け 伞 る電 第三十 1 相 第六 八条 三十 . る場 て準 用 成 互. 波 相 + に 承 %合を除 条の つい 条 法 項 用 \mathcal{O} 八 互 認 読替えは 条の 項 承 年 第 第三十八条の三十一 に す 兀 の二十三第二項、 第 \mathcal{O} 、認実施: が四項に 、ては、 んる場 十四四 -法律: $\hat{\mathcal{O}}$ 二並びに第百三条の二 四条第 お 実 七第 規定に 1 施に関 規]第三項 て準 合 第 お 三項 及 法 定により適用され 百 同 政令で定め 項 より Ţ 用 第三十三条第二項 V + 法第四条第一 はする法 とあ 中 て準用する場合及び特定機器に係る適合性 する場合」 相 及び第四 (第二号 適 号。 互 「第三十八条 承認実 用され る 第三十八条の二十八第二項、 律 のは 第六 以下 る 上項、 及び第三号に係る部分に限 平成 とある 施 項 第十三項及び第二十項から第四 る場合」 項 相 「第三十 第三十 る第三十八条の二十六 法 に 第二号中 十三年法 の三 $\widehat{\mathcal{O}}$ おい 第三十三条 互. 規 0 承 と、 、て準用、 十 定 認 八条 は 八条の二十第二項、 に 実 律第百十一号) 第三十 の二十六 第四 ょ 施 第三十八条 同法第百 第 ŋ する場合」とあるの 法」という。 適 項 項 囲され E 八 お 条 \mathcal{O} 第三十八条の三 条 、 の三 る。 外 規 1 \mathcal{O} 外 て準 玉 \mathcal{O} 定 る場合」 十 玉 取 + に 第三 抄 -用する場 扱 第十三項 評 + 取 ょ 第三十三条 業者 り読 茁 扱 第 価 第 第 十五 六項 は 手 兀 項 八 Ĵ 十 に 続 項 条 4 滴 合 同 に 条

○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令(平成十三年政令第三百五十五号) (法第三十四条の規定による電波法の適用に関する技術的読替え) (抄)

第九条 法第三十四条の規定により電波法の規定を適用する場合における同法の規定の技術的読替えは、 次の表のとおりとす

る。

定読替えに係る電波法の規	読み替えられる字句	読み替える字句
第四条第一項第二号	第三十八条の四十四第三項	定により読み替えて適用される場合を含む。)第三十八条の四十四第三項(相互承認実施法第三十四条の規
	一項(第三十八条の二十九、第三無線設備(第三十八条の二十三第	の二十九(相互承認実施法第三十三条第二項の規定により読無線設備であつて、第三十八条の二十三第一項(第三十八条
	並びに第三十八条の三十八におい十八条の三十一第四項及び第六項	四項及び第六項並びに第三十八条の三十八において準用するみ替えて適用される場合を含む。)、第三十八条の三十一第
	て準用する場合を含む。)の規定	場合並びに相互承認実施法第三十三条第一項の規定により読
	により表示が付されていないもの	み替えて適用される場合を含む。)の規定により表示が付さ
	とみなされたものを除く。以下	れていないものとみなされたもの以外のもの(以下「適合表
	「適合表示無線設備」という。)	示無線設備」という。)